大阪府文化芸術活動（無観客ライブ配信）支援事業補助金

募　集　要　項

令和２年５月

大阪府 府民文化部 文化・スポーツ室　文化課

**１　事業概要**

　　劇場、演芸場やライブハウス等の施設は、新型コロナウイルス感染症対策のため、緊急事態宣言の期間中も含め、すでに相当の期間、休止している状況にあります。

このため、大阪府では、これらの施設が文化の発信拠点としての社会的な役割を継続できるよう、無観客ライブ配信事業の立ち上げ・普及を支援するため、施設の運営事業者に対して補助事業を行います。また、本事業を通じて、大阪で文化芸術活動に携わる音楽アーティストや落語家・芸人・浪曲師などの演芸家等に出演の場を創出するとともに、府民に文化芸術を楽しんでいただく機会を提供するものです。

**２　応募要件**

**（１）補助対象者**

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、大阪府から施設の使用制限による休業要請を受け、緊急事態宣言の期間中に休業している大阪府内の施設のうち、以下の要件を全て満たす民間施設（以下「対象施設」という。）の運営事業者。

①　興行場法若しくは食品衛生法の許可を受けて営業している施設、又はその他の施設で、利用者に対して、反復継続的（※１）に文化芸術活動（※２）を提供している施設

　　　※１：月に平均３回以上

　　※２：音楽、演劇、上方演芸、伝統芸能、舞踊　等

②　概ね50名以上の収容が可能な施設

　　ただし、以下のイ、ロ、ハのいずれかに該当する者は応募できません。

　　　イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例(平成二十二年大阪府条例第五十八号)第二条第四号に規定する暴力団密接関係者

　　　ロ　法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

　　　ハ　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

**（２）補助対象事業**

補助対象者が、対象施設内において行う文化芸術活動（無観客ライブ）の動画制作・配信事業で、以下の要件を全て満たすもの。

①　本補助事業の交付決定後に新たにコンテンツ制作を行い、その動画を制作・配信するものであること。

　　※交付決定前に制作又は配信されたものは補助の対象になりません。

　　※交付決定は、応募受付から１０日程度を要するため、補助対象事業の実施日は、応募書類提出から、１０日以上の期間を空けてください。

　　※配信は、ライブ（生中継）でなくても構いません。また、有料・無料を問いません。

②　異なる内容の無観客ライブを2回以上実施し、動画を制作・配信するものであること。

　　※ジャンルは同一でも構いません。

③　宗教的又は政治的な宣伝意図を有するものでないこと。

④　公序良俗に反するものでないこと。

⑤　第三者の著作権、肖像権、商標権、その他の権利を侵害するものでないこと。

⑥　その他、法令等に違反するものでないこと。

※より多くのアーティスト等に出演の機会を提供するとともに、府民に多様なジャンルの文化芸術を楽しんでいただくため、補助対象事業の内容について、調整をお願いする場合があります。

※補助対象事業を行う際は、新型コロナウイルス感染症対策として、以下のような感染防止策を講じた上で実施してください。

・施設内の換気を十分に行う（可能であれば２つの方向の窓を同時に開ける）。

・出演者やスタッフ等は、必要最小限の人数で実施し、それぞれの距離を空ける。

（社会的距離〔ソーシャル・ディスタンス〕の確保）

・施設の消毒など、飛沫感染・接触感染の防止。

※本事業は、文化芸術活動（無観客ライブ）の動画制作・配信の立ち上げを支援するものです。

補助対象者は、補助対象事業が終了した後も、引き続き、動画制作・配信に取組んでください。

※補助対象事業について、第三者から権利侵害、損害賠償などの主張や請求があった場合、補助対象者（応募者）の責任と負担で解決するものとし、大阪府は一切の責任を負いません。

**（３）補助対象経費**

補助対象事業を行うために必要な経費のうち、別表に記載した経費

※施設の運営事業者（補助対象者）のスタッフの人件費については、補助対象となりません。

補助事業にかかる経費として、補助対象者が外部に対して支出する経費で、補助対象者に対して領収書が発行されるものが補助対象となります。

**３　補助金額**

対象施設あたり上限７０万円　※補助率１０／１０

補助金額は、予算の範囲内で決定するため、希望額どおりにならない場合があります。

※補助対象事業を行うために必要な経費について、７０万円を上限に補助するものであり、

一律７０万円を補助するものではありません。

（例えば、補助対象経費が５０万円の場合、補助金額は５０万円になります。）

**４　事業実施期間**

交付決定日から令和２年８月３１日（月）まで

**５　応募手続等**

（１）応募期間

令和２年５月１５日（金）から同年７月１７日（金）まで（当日消印有効）

※ただし、予算の上限に達した時点で募集を終了します。

※募集を終了する場合は、以下記載のホームページでお知らせします。

※消印が募集終了後の場合は、受付を行わず、応募書類をお返しします。

※応募回数は、１施設１回限りとします。

（２）応募書類

①　交付申請書（様式第1号－1）

②　要件確認申立書（様式第1号－2）

③　暴力団等審査情報（様式第1号－3）

④　興行場法第２条若しくは食品衛生法第５２条の許可書の写し、又は反復継続的（月平均3回以上）に文化芸術活動を行っていることが確認できる書類（※）

※令和元年12月～令和２年２月までの3か月間における実績がわかるもの

（イベント開催スケジュール表、イベント等のチラシや写真　等）

⑤　対象施設が、緊急事態宣言の期間中に営業を休止していることが確認できる書類

（休止のお知らせ文書、ウェブサイトでの休止案内、施設入口での休止案内看板の写真　等）

⑥　対象施設の概要や収容人数が確認できる資料（施設パンフレット、図面　等）

⑦　その他（振込先口座情報）

※様式は、大阪府のホームページからダウンロードが可能です。

　http://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/shienhojyokin/index.html

※ご提出された書類は返却しません（募集終了後に受領したものを除く）ので、ご了承願います。また、採否に関係なく、応募にかかる一切の経費は、応募者の負担になります。

　　　※交付申請書等を手書きにより作成される場合は、黒のボールペン等をご使用ください。

　　　　鉛筆や、消すことができるボールペンの使用はできません。

（３）提出方法

応募書類は、以下の方法により提出してください。

※封筒に「大阪府文化芸術活動（無観客ライブ配信）支援事業補助金交付申請書在中」朱書きのうえ、「簡易書留」又は「レターパックプラス」など、配達が記録される方法で提出してください。

※応募書類の内容について、問い合わせをさせていただくことがありますので、コピーをとる等、必ず、控えをお手元に保管してください。

（４）提出先・問合せ先

大阪府 府民文化部 文化・スポーツ室 文化課

　　　　住所 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）37階

　　　　電話 06-6941-0351（内線4890、4823） 06-6210-9323（直通）

　　　　E-mail　bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp

　　　　※電話での問合せは、平日の9時から18時まで

**６　審査及び交付決定等**

（１）審査方法

提出された交付申請書等に基づき、前記２の応募要件について、審査します。

審査にあたり、交付申請書等の内容の説明を求めることがあります。また、事業内容や補助対象経費の内容について、協議の上、内容を変更していただくことがあります。

（２）交付決定

審査の結果、補助金を交付することが適当であると認めた場合は、予算の範囲内でその額を決定し、通知します。

（３）変更承認申請

　　　上記の交付決定後、内容、費用等に変更がある場合は、事前に変更承認申請書（様式第２号）を提出し、承認を受けていただきます。

　　※審査の結果は、採否にかかわらず通知します。

　　※交付決定後は、施設名、事業内容（出演者、実施内容等）、配信予定時期、配信先アドレスなどについて、大阪府のホームページ等で公表します。

　　※補助対象事業実施の際に、大阪府職員が実地調査に伺うことがありますので、ご協力をお願いします。

**７　実績報告及び補助金額の交付確定**

（１）実績報告

補助対象事業が完了した翌日から起算して３０日以内に、実績報告書（様式第３号）及び支出に関する証拠書類（領収書の写し等）により、実績を報告していただきます。

また、補助対象事業が実施されたことが確認できる写真（当日の文化芸術活動の内容がわかるもの）及び配信された動画を、ＤＶＤ等に保存のうえ、併せて提出していただきます。

補助対象事業が、令和２年８月３１日までに完了しなかった場合は、本補助金は、準備に要した経費等を含め、支払うことはできませんので、あらかじめご了承ください。

＜証拠書類に関する注意点＞

・領収書は、補助対象者あてのものに限り、補助対象経費として認めます。

・領収書の日付は、交付決定日以降のものに限り、補助対象経費として認めます。

・口座振込により支払われる場合は、請求書及び振込明細書等を提出していただきます。

・補助事業と関連性がわからない領収書等は、補助対象経費として認められません。

（２）補助金額の交付確定

補助金額は、実績報告書等の内容を基に補助金の交付を確定し、適正であると認められる場合に補助対象者に対して支払われます。

実施された補助対象事業の内容が、交付申請書に記載されていた内容と大きく異なる場合は、補助対象とならない場合があります。

交付申請書等の記載事項に、虚偽の内容があることが判明した場合などは、補助金を交付しません。また、交付後であっても補助金を返還していただきます。

**８　手続きの流れ**

|  |  |
| --- | --- |
| 応募者 | 大阪府 |
| ◆応募郵送による提出◆補助金の交付決定通知の受理（交付決定後）◆無観客ライブ、動画制作・配信を実施　※感染症対策を講じた上で、実施してください　※内容等に変更が生じる場合は、　　事前に変更承認申請が必要です　　【事業完了の翌日から３０日以内】◆実績報告郵送による提出◆補助金額確定通知の受理◆補助金の受領 | ◆5月１５日（金）募集要項公表◆審査　※受付後、順次行います【受付後１０日程度】　　※書類等に不備がある場合は、　　　　　１０日以上かかることがあります◆交付決定通知◆補助金を支払通知◆実績報告の審査、補助金額の確定 |

**９　その他**

今後、新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、事業実施期間など、本募集要項に記載の内容を変更する場合があります。

その他、本補助金の利用にあたっては、大阪府補助金交付規則、大阪府文化芸術活動（無観客ライブ配信）支援事業補助金交付要綱等の規定を遵守していただきますのでご留意ください。

別表：補助対象経費

【経費区分表】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 科　目 | 細　目 | 主　な　内　訳 |
| 出演・音楽・文芸費 | 出演費 | 出演料、指揮料、演奏料　等 |
| 音楽費 | 作曲料、編曲料、楽器借料、調律料　等 |
| 文芸費 | 映像制作・編集料、照明プラン料、音響プラン料、舞台監督料、演出料、監修料、振付料、台本料、著作権使用料、衣装デザイン料、動画配信サイト登録料、企画制作料　等 |
| 舞台費・運搬費 | 舞台費 | 映像費、照明費、音響費、機材借料、字幕費、音声ガイド費、舞台スタッフ費、大道具費、小道具費、衣装費、メイク費、舞台装飾費　等 |
| 運搬費 | 道具運搬費、楽器運搬費　等 |
| 謝金・旅費・宣伝費等 | 謝　金 | 翻訳謝金、手話通訳謝金　等 |
| 旅　費 | 交通費、宿泊費　等 |
| 通信費 | 郵送料　等 |
| 宣伝費 | 広告宣伝費　等 |
| 印刷費 | 台本印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費　等 |
| 記録費 | 録画費、録音費、写真費　等 |
| 損　害保険料 | 催事（イベント）保険料以外の保険（傷害保険　等） |
| 委託料 | 映像制作・配信委託料　等 |
| 補助対象外経費 | ・本事業の交付決定を受ける前に発生した経費・補助対象施設の会場使用料・施設の運営事業者（補助対象者）のスタッフの人件費・新型コロナウイルス等の感染症対策にかかる経費（マスク、消毒液、換気機器のレンタル料　等）・催事（イベント）保険料（事業の中止・中断に対する保険）・航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン車料金　等）・運営のための経常的経費（事務所経費、職員給与、事務用品購入費、光熱水費　等）・補助事業の準備にかかる経費（取材・会議・企画・制作・打ち合わせ等に係る経費）・財産になり得るものの購入経費（備品等購入費、楽器購入費　等）・行政機関に支払う手数料（印紙代、ビザ取得経費　等）・飲食費等、社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費（飲食費、パーティー経費、打ち上げ費、記念品代、交際費・接待費　等）・その他事業目的に照らして直接関係しない経費や、補助事業者が自主財源により支出すべき経費（振込手数料、電話代、アンケート経費、礼状送付料、予備費　等）　 |